

消費者安全法が改正されました！

消費者安全法とは、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保することを目的としている法律です。

改正の背景には…

全国の消費生活センターに寄せられる、高齢者からの消費生活相談が増加しており、高齢者の消費者被害が深刻化していることがあります。



改正の2本柱

①消費生活相談体制の整備

どこに住んでいても質の良い消費生活相談を受けられる体制づくり

消費生活相談員の確保と資質向上

法律上に「消費生活相談員」の職を位置づけ

消費生活センターを設置していない市町村も相談員を配置(努力義務)

※指定消費生活相談員を配置(都道府県の努力義務)

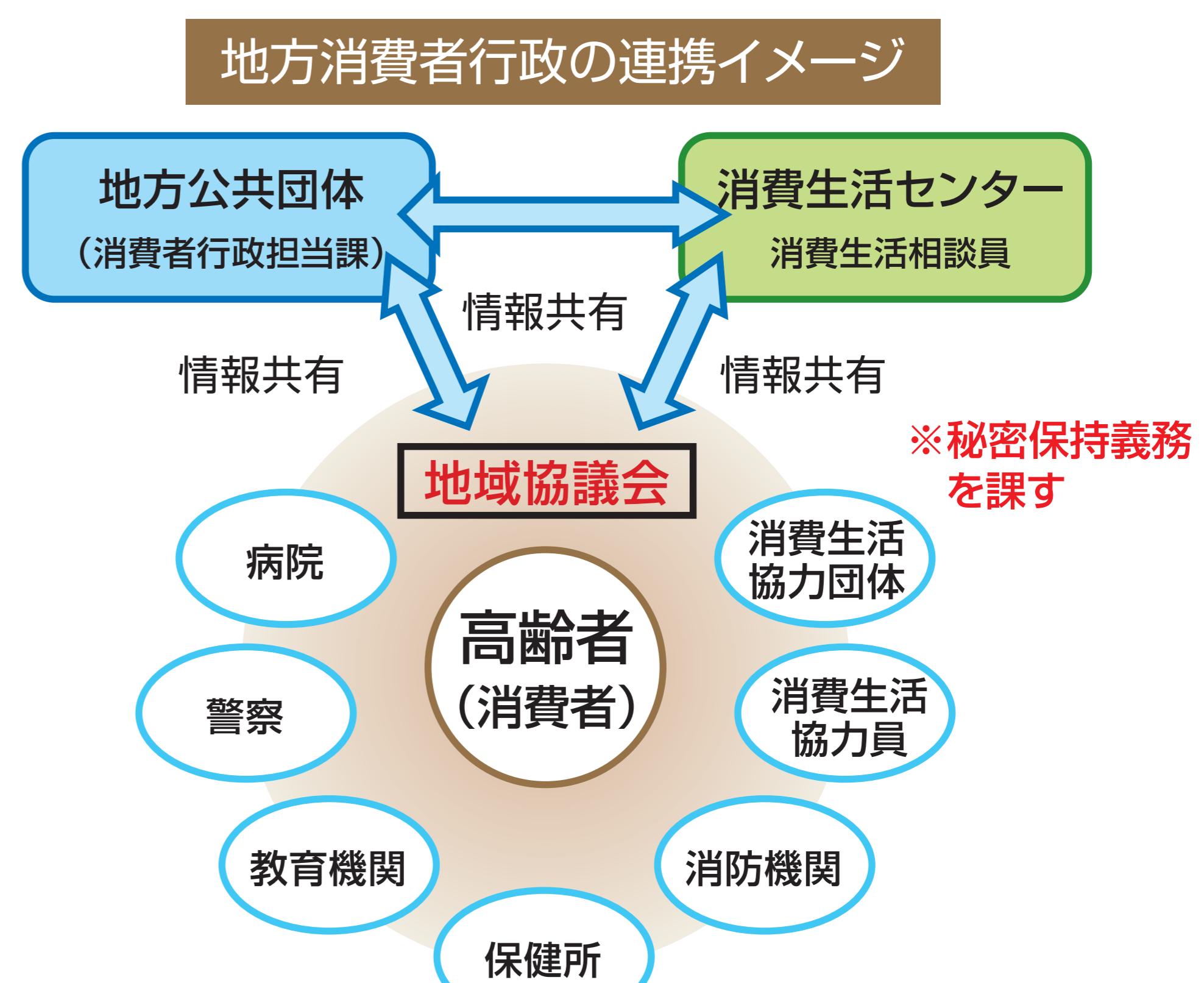


※市町村の相談業務を援助する

②地域の見守りネットワークの構築

高齢者の消費者被害を防ぐために、地方公共団体と地域の関係者が連携した見守りネットワークづくり

- ・地方公共団体による「消費者安全確保地域協議会」の設置
- ・地域で活動する「消費生活協力員」「消費生活協力団体」の育成・確保



改正内容の施行は平成28年度から、指定消費生活相談員については平成31年度からの予定です。



東京都多摩消費生活センター

平成27年度 作成